

石井町工事検査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、石井町工事検査規程(令和8年石井町訓令第3号)に基づく工事検査について、必要な技術的事項を定め、検査の適正な実施を図る。

(適用)

第2条 この基準は、石井町工事検査規程第3条に定めるしゅん工検査、部分払検査及び中間検査に適用する。

(検査の方法)

第3条 検査は、設計図書に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第4条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、施工体制、施工状況、工程管理及び安全管理等の工事管理状況に関する各種の記録(写真、ビデオ等による記録を含む。)と設計図書とを対比し、徳島県工事検査基準(以下「県検査基準」という。)の「工事実施状況の検査留意事項」に準じて行うものとする。

(出来形の検査)

第5条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により出来形の適否を判断することが困難な場合は、工事検査員は必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第6条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により品質の適否を判断することが困難な場合は、工事検査員は必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第7条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(検査の基準)

第8条 工事の検査の内容及び出来形の適否の判断は、県検査基準の「工事実施状況の検査留意事項」、「出来形寸法検査基準」及び「品質検査基準」に準じて行うこととし、その規格値は下記に準ずるものとする。

(1) 土木工事にあつては、徳島県土木工事施工管理基準(案)によるものとする。

る。

(2) 農林土木工事にあつては、徳島県農林土木工事施工管理基準によるものとする。

2 建築工事の検査の内容及び出来形の適否の判断は、県検査基準の「建築工事の部」に準じて行うこととし、その規準は設計図書に定めた共通仕様書によるものとする。

3 規格値に定めのない工事の許容範囲は、当該施設並びに他の隣接施設の機能及び維持管理に支障を及ぼさない程度までとする。

附 則

この基準は、令和8年6月1日から施行する。